

官庁営繕事業の事業評価概要

平成25年8月

官庁営繕部

官庁営繕事業に係る事業評価

〈新規事業採択時評価〉：実施主体 国土交通本省

- ・事業費を予算化しようとする事業について実施。
- ・新規事業の採択時において実施。
- ・新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施。

〈再評価〉 ※1

- ・事業採択後一定期間が経過している事業

(事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業、5年間が経過した時点で継続中の事業、再評価実施後3年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業)

- ・社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

※1 再評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあつては本省、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等。

〈完了後の事後評価〉 ※2

- ・事業完了後2年間が経過した事業。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

※2 完了後の事後評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあつては本省、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等。

官庁営繕事業の新規事業採択時評価

- 新規事業採択時評価では、次の三つの視点に基づき評価を実施
 - ① 事業計画の必要性
 - ② 事業計画の合理性
 - ③ 事業計画の効果

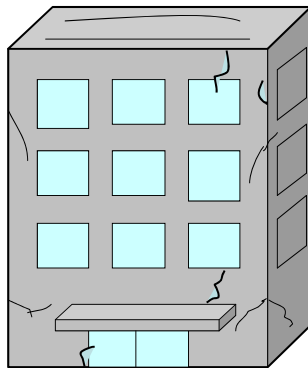
- 採択要件は、次の ①～③を全て満たすこと。
 - ① 事業計画の必要性に関する評点が100点以上
 - ② 事業計画の合理性に関する評点が100点
 - ③ 事業計画の効果に関する評点が100点以上

新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

■事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

現在の建物に支障が多いほど点数(建替えの必要性)が高い



老朽の度合い



狭隘解消の必要性

その他、分散、借用の返還、施設の不備などの項目について評価する。→

項目毎の点数を集計し
必要性を評価

100
点
未満

計画実施
時期等の
見直し

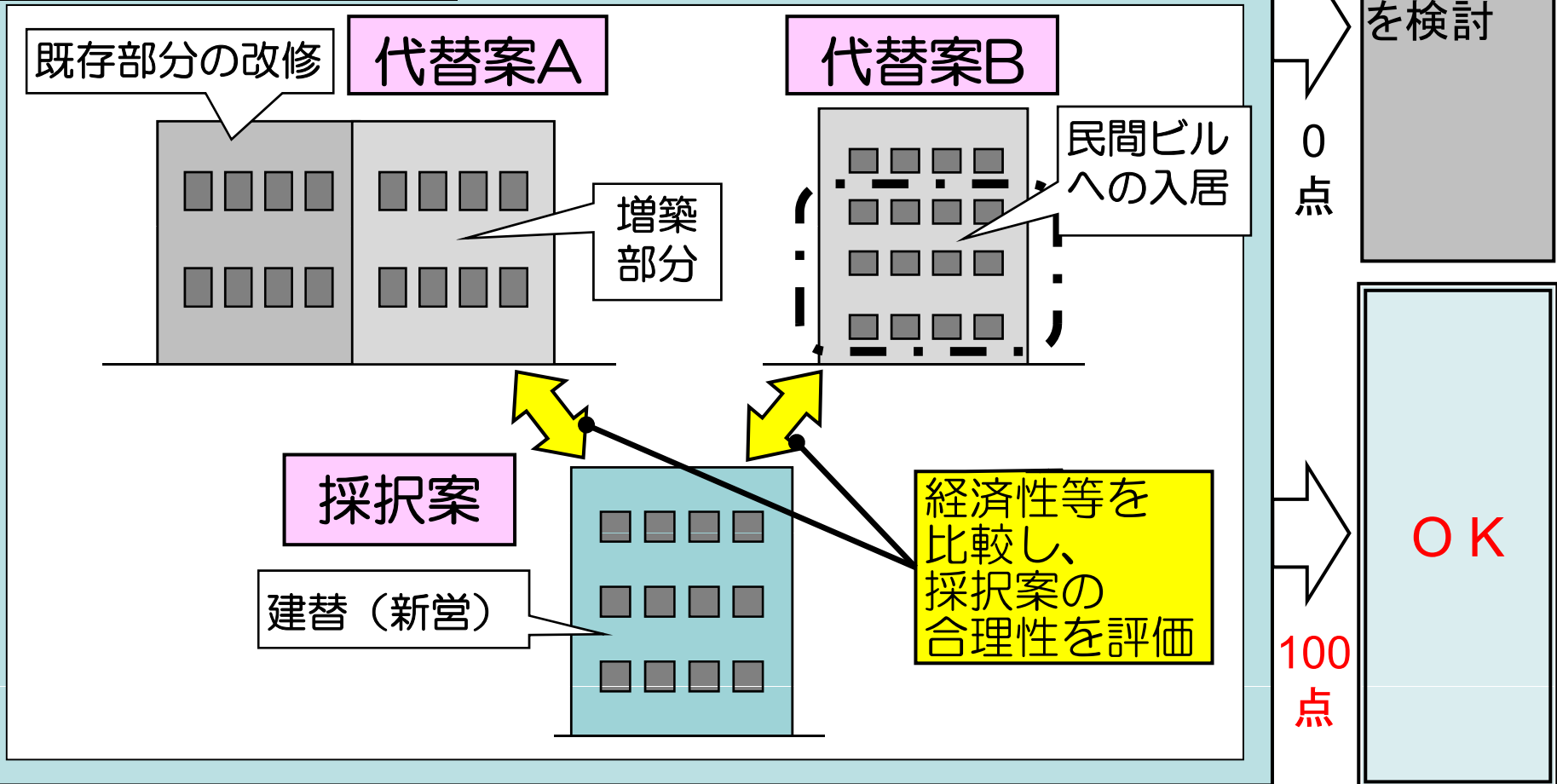
100
点
以上

OK

新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

■ 事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案(改修・増築、民借)の有無を確認した上で、採択案と代替案との費用比較(LCC)により、事業計画が合理的であることを評価

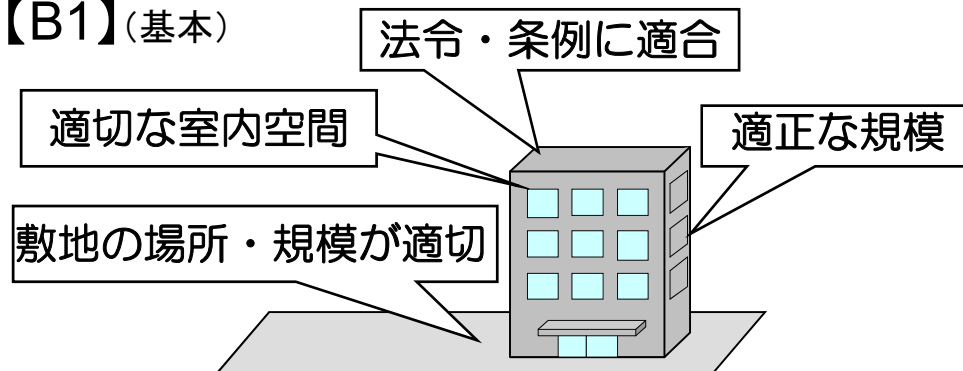


新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

■事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加機能)から事業の効果を評価

【B1】(基本)

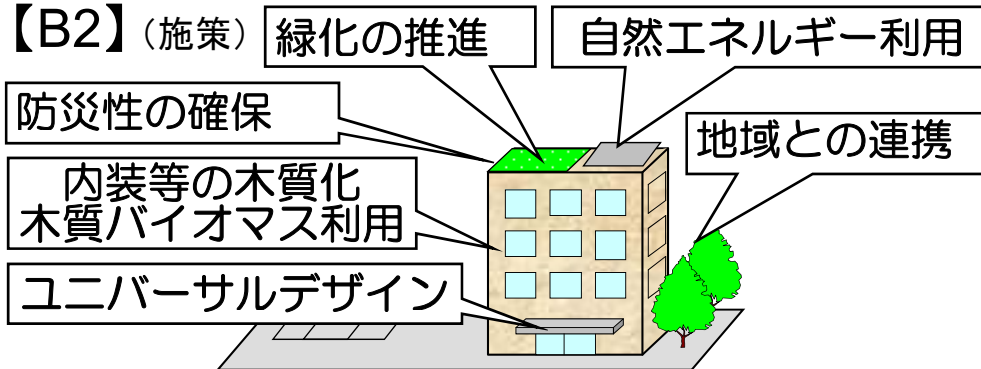


業務を行うための必要な機能を満たす見込みであることを確認

100点未満

事業計画の見直し

【B2】(施策)



事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることを確認

100点以上

OK